

筑西広域市町村圏事務組合職員団体の登録に関する条例

昭和 56 年 8 月 20 日条例第 8 号

改正 平成 7 年 1 月 20 日条例第 2 号

平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 53 条第 1 項、第 5 項、第 6 項、第 9 項及び第 10 項の規定に基づき、職員団体の登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(職員団体の登録)

第 2 条 職員団体の登録については、筑西市職員団体の登録に関する条例（平成 17 年筑西市条例第 31 号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 1 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日条例第 3 号）

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。